

遠隔授業に関する著作権制度について

平成29年1月18日

文化庁長官官房著作権課

教育機関における著作物利用に関する著作権制度の概要

他人の著作物を利用する場合には著作権者の許諾を得ることが原則だが、学校等における利用については、以下のような権利制限規定が整備されており、一定の条件の下、許諾なく利用が可能。

<複製(コピー)について>

○教育機関において、授業で使用するために他人の著作物を複製することは、権利者の利益を不当に害しない限度において、権利者の許諾を得なくとも可能。(著作権法第35第1項)

[許諾を要しない行為の例]

- ・自作の教材の一部に新聞記事や写真などを挿入すること
- ・参考として書籍の一部をコピーして配布すること

[許諾を要する行為の例(権利者の利益を不当に害することとなる場合)]

- ・学生一人一人が購入すべき書籍や教材を一部のみ購入して、コピーして全員に配布すること

<演奏等について>

○営利を目的としない上演、演奏、上映、口述については、権利者の許諾を得なくとも可能。(第38条第1項)

[例] 授業における歌の歌唱や楽器の演奏

<公衆送信(インターネット送信等)について>

○遠隔地の2つの教室で同時に授業を行う場合も、権利者の利益を不当に害しない限度において、権利者の許諾を得ずに、著作物の公衆送信を行うことができる(第35条第2項)。

[例] 同時の遠隔授業で、一方の教室の講義映像や楽器の演奏・歌唱を別の教室に送信すること

○上記に該当しない公衆送信については、原則権利者の許諾が必要。

[例] eラーニング用に他人の著作物を収録した講義映像を学校のサーバーにアップロードし、児童・生徒に受講させること
対面授業のための参考資料を事前に学内サーバー(LMS等)にアップロードしておき、児童・生徒にダウンロードさせること

※このほか、引用(著作権法第32条)に該当する場合も、権利者の許諾を得ずに著作物を利用することが可能。

教育の情報化の推進に関するこれまでの検討経緯

【参考】政府計画における位置づけ

◆知的財産推進計画2016(平成28年5月9日知的財産戦略本部)

(教育の情報化の推進)

・デジタル化した教材の円滑な利活用やオンデマンド講座等のインターネットを活用した教育における著作権制度及びライセンシング体制に関する課題について検討し、必要な措置を講ずる。(短期・中期)(文部科学省)

◆日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)

2. 多面的アプローチによる人材の育成・確保等

2-1. 人材力の強化

i) 未来社会を見据えた初等中等教育の改革

④初等中等教育の情報化における著作権等の課題への対応

初等中等教育の情報化を進める上で、例えば、教員が作成した自作教材等をクラウド等で管理・共有する際の著作権に関する課題などを解決するために、権利の保護と利用とのバランスに留意しつつ、著作権制度及びライセンスの在り方について検討を行い、本年度中に文化審議会においてあるべき方向性について取りまとめることを目指す。

学校でのICT活用教育における著作物利用を巡る課題の概要

文化庁の実施した調査研究や、文化審議会における関係団体からのヒアリングにおいて、ICT活用教育における著作物利用をめぐって以下の課題について指摘。

<現状>

①著作権処理を円滑に行えない

- 権利者に相談しても許諾を断られる
- 権利者捜索に時間がかかる・連絡先不明
- 権利者に連絡後権利処理までに時間がかかる

②権利処理の要否が判断できない

- 教育機関と権利者団体との間で合意した法解釈に関するガイドラインがない
- 教育機関の著作権法に関する理解が不十分

<課題>

①利用の萎縮 →教育の質の低下

- 権利処理手続き上の負担から許諾を得ることを断念、フリー素材を使用。
- 権利処理の要否が判断できなければ利用を差し控える。

②多大な手続き費用 を投じて利用 →学校運営に負のインパクト

- 多くの手続き費用をかけて権利処理を実施。

③許諾を得ずに利用 →コンプライアンス上のリスク

- 権利者団体から、教育現場におけるコンプライアンスについて指摘。

ICT活用教育において必要な著作物を適切に利用していく上で障害

権利制限規定
の見直し

ライセンス環境
の整備

法解釈に関する
ガイドラインの整備

教育機関における
研修・普及啓発

権利制限規定の見直し等の課題の解決方策について、文化審議会等で検討中

文化審議会等における検討状況

1. 文化審議会における検討状況

文化審議会において、[権利制限規定の見直し](#)の是非及びその在り方について検討中。検討状況は以下のとおり。

<ヒアリングにおける関係団体の意見>

- 教育関係者からは教育活動の充実のために、授業の過程で行う著作物の公衆送信について権利制限規定の見直しが要望された。
- 権利者団体からは、権利制限を行うことについて、教育機関における著作権法に対する理解の不足から権利侵害の助長の恐れがあることや、権利者の利益を害する懸念があるとの指摘。

<審議会における検討状況>

- 委員からは、[権利制限による対応の必要性・正当性に賛同する意見が多く述べられた。](#)
- 現在、より詳細な制度設計の在り方について、[権利者の適切な利益の保護とのバランスを図る観点から、補償金請求権の付与の可否等の論点について検討中。](#)

2. 当事者間協議における検討状況

文化審議会での議論を踏まえ、[教育関係団体及び権利者団体が構成する当事者間協議](#)において、運用面の課題の解決を図るため、[ライセンス環境の整備、法解釈に関するガイドラインの整備、教育機関における著作権に関する研修・普及活動](#)の在り方について検討中。